イ　共同企業体の構成員は以下の経験を有する技術者を配置すること。

⑺　３者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成14年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験を有すること。なお、同一件名でない場合は、それぞれの工事で施工管理に１年以上の施工経験を有すること。出資比率が第２位の構成員は、平成14年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）の配置予定技術者については、上記の⑷アに掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。なお、代表者について、施工経験を１名の配置予定技術者又は専任補助者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができることとする。また、当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

⑴　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成14年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験を有すること。なお、同一件名でない場合は、それぞれの工事で施工管理に１年以上の施工経験を有すること。その他の構成員は、平成14年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記の⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。なお、代表者について、施工経験を１名の配置予定技術者又は専任補助者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができることとする。また、当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、一部しゅん功し引渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引渡していなければならない。

ウ　代表者が専任補助者を配置する場合は、上記⑷アの①の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験

要件⑺　掘削深さ35m以上のニューマチックケーソン工事

⑴　底面積250㎡以上のニューマチックケーソン工事

ただし、⑺及び⑴は同一件名でなくてもよい。

代要件　ニューマチックケーソン工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構関東甲信工事局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係る具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係る具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係る具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

⒀　ＶＥ提案に係る具体的な施工計画が適正であること。ＶＥ提案に係る具体的な施工計画の提出にあたって、標準案と異なる施工方法（ＶＥ提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。ＶＥ提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。また、ＶＥ提案を行わずに標準案に基づいて施工しようとする場合は、その旨をＶＥ提案資料に記載すること。

⒁　共同企業体の構成員は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得第８条の規定に抵触する行為を行わない旨の誓約書を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。ただし、総合評価に関する技術提案のうち、ＶＥ提案として採用されたものは、技術提案評価の対象としないものとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術提案について評価する。

①　安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

②　本体構造物の工程確保に係る技術提案及び具体的な施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

①　ニューマチックケーソンの施工管理に係る技術提案及び具体的な施工計画

②　本体構造物の品質向上に係る技術提案及び具体的な施工計画

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

①　市街地工事における第三者に対して施工上配慮すべき環境対策及び安全対策

⑵　総合評価の方法価格及び提案に係る総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足する場合には、標準点100点を与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　施工体制評価点は、⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。加算点は、⑴イからエに示す評価項目について、合計で最大30点を与える。なお、⑶におけるヒアリング結果によっては、加算点を減点することがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑸　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び⑴に示す評価項目の提案をもって入札し、次の⑺から⑼までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

⑺　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

⑴　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満足していること。

⑼　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。